

電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

情報サービス部

1 電子マニフェスト普及状況

JWセンターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方策を展開しております。電子マニフェストの加入者数は年々増加し、2019年3月末では約22万社を超える見込みです。また、登録件数も毎年増加を続けており、2019年3月末実績では2,890万件を超え、電子化率（普及率）は58%となる見込みです。（表1）。

表1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数

年度	加入者数	加入者数の内訳			登録件数	電子化率※
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
2015年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609	43%
2016年度	173,500	148,492	16,826	8,182	23,748,382	47%
2017年度	192,254	165,399	18,309	8,546	26,646,875	53%
2018年度 (実績見込み)	221,400	192,500	20,000	8,900	28,900,000	58%
2019年度 (見通し)	203,700	203,700	21,000	9,200	30,700,000	61%

※紙マニフェストと電子マニフェストの総数を5,000万件として電子化率を算出

2 電子マニフェストの普及促進の取組み

平成31年度は「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（2022年度において普及率70%）を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成30年10月）」を踏まえ、JWセンターが策定した「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

1. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、国、地方公共団体、（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施します。

(1) 重点普及対象への普及活動

- ① 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化に適切に対応するとともに、マニフェスト利用件数の多い排出事業者への普及促進を図ります。

②産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的小さい下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化します。

③国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等の公共工事の発注部局に対し、公共工事における電子マニフェストの利用の促進を要請します。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、2018年度と同程度の下記の電子マニフェスト導入説明会を全国各地で実施する予定です。

①導入実務説明会

電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストシステムへの円滑な移行方法を重点とした説明会

②操作体験セミナー

インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうセミナー

③適正処理研修会等を活用した説明会

都道府県等が主催する産業廃棄物適正処理研修会を活用して、電子マニフェストに関する説明会を実施

【2019年度導入説明会の実施回数】(予定:2019年3月現在)

- ・導入実務研修会：32回
- ・操作体験セミナー：116回
- ・適正処理研修会等を活用した説明：33回

(3) 利便性向上のためのシステムの機能強化

電子マニフェスト義務化の対象となる排出事業者の負担を軽減するため、電子マニフェストの操作に慣れている処理業者の支援を受けて、排出事業者が排出現場で簡単にマニフェストを登録できる「電子マニフェストシステムの現場登録機能」の運用を開始します。(2019年6月予定)

2.電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定的な稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新(2021年1月予定)に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再構築の検討を進めます。

3.電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立てるなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供、マニフェストの記載事項等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組みます。

2018年度は、検討の一環として排出事業者や各受託先処理業のご担当者にご出席いただき、電子マニフェストの普及促進やマニフェスト情報の利活用等をテーマに業種ごと(建設業、製造業、地方公共団体)の座談会を開催しました。座談会の様子は、機関誌「JWセンター情報」に掲載しています。

4.電子マニフェストの利用促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、大会期間中の廃棄物管理に電子マニフェストが有効利用できるよう協力を進め、併せて利用促進を図ります。